

参加しましょう！森林づくり推進事業補助金募集要領 (交流活動実践支援・広域連携支援)

1 趣旨

各森林ボランティア団体等が持つ強みを共有・連携することで、効果的な森林づくり活動を進める環境を整えるとともに、団体活動の活性化を図るため、複数の団体が交流・連携して取り組む自主的な森林づくり活動などの提案を公募し、その活動を支援します。

2 対象団体

県内において森林づくり活動を行うボランティア団体、NPO法人、林業研究グループ、自治会、企業、木育団体。広域連携支援事業に取り組む場合は、これらの団体が複数連携し新たに立ち上げた協議会等を含みます。

ただし、次のいずれかに該当する団体は対象外となります。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- (4) 暴力団及び、暴力団の所属している団体並びに、暴力団又はその構成員と密接な関係を持っている団体
- (5) 規約を有さず、代表者が明らかでない団体
- (6) 当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できない団体
- (7) 当事業において、活動内容の公表に異議がある団体
- (8) 県外に主たる事務所がある団体

3 募集期間

令和7年9月30日（火）から令和7年10月31日（金）まで

4 支援の内容及び補助額等

支援の内容、補助上限額については、下記のとおりとします。

いずれの事業も団体等が行ってきた従来の活動の継続ではなく、これまでと違う新たな取組みを加えてください。

項 目	内 容	補助上限額 (想定団体数)
交 流 活 動 実 践 支 援 事 業	他の森林ボランティア団体等と協同で行う、広域森林づくり活動や人材共有SNS等を活用した新規ボランティア人材の参加促進活動等	1申請:300千円 (3団体程度)
広 域 連 携 支 援 事 業	複数の森林ボランティア団体等が連携した組織を立ち上げ実施する、継続的・広域的な新たな森林づくり活動や地域の中核団体としての活動等	1申請:2,000千円 (1団体程度)

5 補助対象経費

補助対象経費は別表のとおりとします。

6 支援対象外となる事業

支援を受けるにあたり、以下のいずれかに該当するものは、対象外となります。

- (1) 他の補助金、負担金その他の交付を受けているもの、又は受ける見込みのあるもの。（民間等からの助成金等も含む）
- (2) 特定の個人や事業者の利益のために行われるもの
- (3) 政治的又は宗教的宣伝を目的として行われるもの
- (4) 事業実施場所が県外に及ぶもの
- (5) その他、当事業として不適当と認められるもの

7 事業の実施期間

事業の実施期間は交付決定日から令和8年3月19日（木）までとします。

8 応募方法

- (1) 提出書類（様式第1号）

- ① 事業計画書（別紙1） 1部
- ② 収支予算書（別紙2） 1部
- ③ 団体調書（別紙3） 1部

応募書類は、最寄りの農林（水産）事務所でお受け取りいただけます。

なお、山口県ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/106/313303.html>)



山口県ホームページ

- (2) 提出先

事業計画の施行地を管轄する県農林（水産）事務所森林部に、持参又は郵送（当日消印有効）により提出してください。

■各農林（水産）事務所一覧

地域	申込先	連絡先	対象区域
岩国・柳井	岩国農林水産事務所森林部 〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	0827- 29-1565	岩国市、柳井市、周防大島町、 和木町、上関町、田布施町、 平生町
周南	周南農林水産事務所森林部 〒745-0004 周南市毛利町 2-38	0834- 33-6462	下松市、光市、周南市
山口	山口農林水産事務所森林部 〒753-0064 山口市神田町 6-10	083- 922-6700	山口市、防府市
美祢	美祢農林水産事務所森林部 〒759-2212 美祢市大嶺町東分 3449-5	0837- 52-1071	宇部市、美祢市、 山陽小野田市
下関・長門	下関農林事務所森林部 〒750-0421 下関市豊田町殿敷 1892	083- 766-1182	下関市、長門市
萩	萩農林水産事務所森林部 〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1	0838- 22-3366	萩市、阿武町

※ 問い合わせは、最寄りの県農林（水産）事務所森林部または県農林水産部森林企画課（083-933-3460）まで連絡ください。

9 事業の決定

(1) 提出のあった書類については、「参加しましょう！森林づくり推進事業審査委員会」において、次に掲げる項目により審査を行い、採択を決定します。

- ① 波及性（幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があるか）
- ② 実現性（確実に実現できる能力、実績等があるか）
- ③ 効率性（適正な経費でコスト削減に努めているか）
- ④ 継続性（単発的な活動でなく、次年度以降も継続される可能性があるか）
- ⑤ 独自性（地域の実情や特性に応じ、創意工夫がなされているか）

(2) 審査結果については、応募のあったすべての団体に通知します。

なお、採択された団体等は、名称及び取組概要を公表します。

10 その他

(1) 提出された応募書類は返却しません。

(2) 提出された内容について調査・確認させていただく場合があります。

なお、個人情報については、この目的以外には使用しません。

(3) 事業採択された団体等は、補助金関係書類の提出のほか、県から事業実施に伴う各種調査、報告等の依頼がある場合がありますので、ご了承ください。

別表 補助対象経費一覧表

区分		内容	補助対象事業	
			交流活動実践 支援事業	広域連携支援 事業
報償費		指導者等への謝金	○	○
旅費		指導者等の旅費及び指導者等との打合せに要する旅費	○	○
需用費	消耗品費	事務用品や参考資料、書籍等の購入費	○	○
	燃料費	森林整備に必要なチェーンソーや刈払い機等の燃料費	○	○
	印刷製本費	資料印刷費	○	○
	資機材購入費	資機材等の購入、苗木、支柱、鋸、鉋、鎌代等 ・資機材購入費のみの事業実施は不可とする。	○	○
		・1 機材あたりの購入上限額は 30 万円とする。	○	— (上限なし)
	食糧費	参加者が体験交流に使用する食材の購入費	—	—
役務費		通信運搬費、損害保険料等	○	○
委託費		SNS 等を活用した広告作成や、HP 作成等に係る委託費であり、補助金交付決定額の 50% 以内とし、森林づくり活動等の参加者増に効果のあるものに限る。	○	○
使用料及び賃借料		会議室、マイクロバス等の車両借上げ費、機材等のリース料等	○	○
その他		上記以外の経費で、知事が必要と認める経費	○	○

(注) 以下の経費については、補助対象経費外とする。

- ・応募団体の構成員の報償費・賃金
- ・森林づくり活動等への参加者に対する報償費・賃金・旅費

【参考 1】

参加しましょう！森林づくり推進事業の採択要件等について

各事業の採択に必要な要件は、以下のとおりとする。

事業採択については、森林ボランティア団体等ごとに、各事業 1 回限りの補助とする。ただし、交流活動実践支援事業について、取り組み内容が異なる場合は 2 回目以降も補助対象とする。

番号	事業名	採択要件
1	交流活動実践支援事業	・他の森林ボランティア団体等と協働で行う活動であること。 ・活動フィールドの拡大や、新規会員の募集等、新たな活動とすること。
2	広域連携支援事業	・新たに設立した協議会等の規約を定めること。 ・規約については、事務処理、会計処理、財産管理等の連携した団体の設立・運営に必要な事項について、定められていること。

【参考2】

支援内容想定例

1 交流活動実践支援事業

○地域を超えた森林づくり活動

複数の団体が連携し、通常活動の地域を超えた活動を展開する。団体間で技術や知識を共有し、森林づくり活動をより充実、発展させる。

○森林づくり活動教材の共同開発

地域の子どもや住民に向けた分かりやすい教材を他の団体と協力して作成する。団体の参加するイベントや森林づくりの活動で活用し、より多くの人々に森林の機能や魅力を伝える。

○合同で行うSNS情報発信、森林づくり活動

複数団体が連携し、SNSを活用して活動内容等の情報発信を実施する。

森林づくり活動に関心を持つ新しい参加者を募りながら、森林づくりの活動を行い、森林の魅力等をより広く伝える。

○交流バスツアーの実施

他団体が管理・整備した森林を巡る交流ツアーを実施する。

現地を訪れることで、森林管理の取り組みや森林の状態を楽しみながら学び、団体の活動の充実、活性化につなげる。

○各種研修会の合同開催

SNSを活用した情報発信や動画制作、人材確保など、専門的なスキルを学ぶ研修を他団体と共同で開催し、森林づくり活動内容等の活性化を図る。

○交流を深める話し合いの場を作る

活動の運営方法を話し合う場を設け、各団体のアイデアを組み合わせることで、交流により団体活動の活性化を図る。

○森林づくり活動の技術や魅力を学び合う

異なる分野で活動する団体が集まり、森林づくり活動のノウハウ等を共有する研修会を実施する。

想定事業費：332 千円（協議・検討会、体験交流会開催）

講師謝金 42 千円（5,650 円×3 時間×1 人×2 回、2,600 円×3 時間×1 人×1 回）

講師旅費 10 千円（3,300 円×3 回） 資材購入費 79 千円 傷害保険料 5 千円

参加者募集用 SNS 広告委託料 50 千円 マイクロバス借上費 100 千円 その他 46 千円

2 広域連携支援事業

○森林ボランティア団体の協力体制構築

複数の森林ボランティア団体が連携し、連絡や調整を円滑に行うための協議会等を設立。団体間の連携、協力の場を創出する。

【協議会等設立後の支援例】

・ホームページやSNSの活用による情報発信

協議会のホームページやSNSを新たに作成し、森林づくり活動の魅力を幅広く発信。森林づくり活動等の参加希望者への情報発信を行う。

・資機材の共同利用や貸出しの実施

チップパーなどの森林活動資機材の購入後、地域団体間での共同利用を促進する。

また、他の森林ボランティア団体等への貸出しを行うことで、広域的な森林づくり活動の活性化を図る。

・人材の共有による活動支援

複数のボランティア団体間で人材を共有する仕組みを構築する。団体間の連携を強化し、効果的な森林づくり活動を支援する。

・専門スキルを持つ会員の派遣・活用

樹木や森林保護に関する専門知識を有する会員を、協議会内の他団体へ派遣し、技術や経験の共有を進め、協議会等の活動内容の活性化を図る。

・その他 協議会等の活動の活性化につながるもの

研修会の実施等

想定事業費：2,048 千円（連絡協議会の設立、HP の作成等）

講師謝金 193 千円（5,650 円×3 時間×1 人×10 回、2,600 円×3 時間×1 人×3 回）

講師旅費 43 千円（3,300 円×13 回）森林資源再生機材購入費 1,000 千円

HP 作成委託料 600 千円 通信運搬費 10 千円 会場借上費 142 千円 その他 60 千円